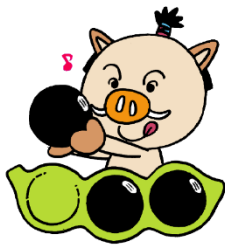


丹波篠山市

農林業関係の補助制度



日本農業遺産認定

丹波篠山の黒大豆栽培・300年の歴史

目次

①特産物振興『山の芋』	2 ページ
②特産物振興『栗』	3 ページ
③日本農業遺産の推進	4 ページ
④環境創造型農業の推進	4～5 ページ
⑤新規就農者・経営拡大への支援	6 ページ
⑥農業用機械・施設の導入支援	6～7 ページ
⑦集落営農活動の支援	8 ページ
⑧農地の保全と農業基盤の継承	9 ページ
⑨有害鳥獣対策	10 ページ
⑩ふるさとの森づくり	11～12 ページ
⑪生物多様性の保全・再生	13 ページ
⑫自然環境・農林業を活かしたまちづくり	13 ページ
⑬森林バイオマス	14 ページ
⑭再生可能エネルギー	14 ページ



市の鳥 ツバメ
カワセミ



農都政策課 Tel 079-552-1114 Fax 079-552-2090

E-mail : norin_div@city.sasayama.hyogo.jp

農都整備課 Tel 079-552-4668 Fax 079-552-2090

E-mail : notoseibi_div@city.sasayama.hyogo.jp

森づくり課 Tel 079-552-1117 Fax 079-552-2090

E-mail : mori_div@city.sasayama.hyogo.jp

農村環境課 Tel 079-552-5013 Fax 079-552-0619

E-mail : kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

補助金制度の詳細は、各課にお問い合わせください。

①特産物振興『山の芋』

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

山の芋栽培省力化補助金(防草シート・シルバーマルチ・支柱・ネット助成)

畝間に設置する防草シート、畝を覆うシルバーマルチの購入を支援します。新規事業として、作業の省力化を図るため、ツルを畝の頭上に誘引するネット・支柱の購入を支援します。



【支柱・ネット】

(令和7年産の山の芋が対象です)

- 対象者：山の芋を2アール以上作付けしている方
- 補助対象：令和7年4月1日以降に購入したもの
- 補助金額：防草シート 20,000円/10アール(上限：4万円)
シルバーマルチ 20,000円/10アール(上限：4万円)
ネット・支柱 20,000円/10アール(上限：4万円)
- その他：申請書に領収書やレシートのコピーを付けてください。

山の芋新規生産支援事業補助金(新たに山の芋を生産する農業者への助成)

【通称】一家にひとつね山の芋事業補助金

新たに山の芋の生産を始める農業者や、生産を再開する農業者を支援します。

- 対象者：1アール以上作付けしている方
- 補助金額：1アールあたり15,000円(上限：5アール、1アール未満切捨て)
- その他：新規または再開の確認は、過去の営農計画書などの実績を確認します。

山の芋生産後継者育成事業補助金(新規生産者の確保と栽培指導の助成)

【通称】山の芋のれん分け事業補助金

山の芋を生産する後継者を掘り起こし、栽培技術を伝承する親方農家を支援します。

- 対象者：経験と栽培技術を有する方で、新規の山の芋生産者を掘り起こし、指導を行う農業者
- 補助金額：1名の後継者の育成に対し30,000円(上限：後継者5名)
- その他：指導日誌、指導状況の写真を提出してください。
次年度も同一人を指導する場合2年目は20,000円

山の芋振興奨励金(作付け面積に対して助成)

山の芋を作付けされた方に奨励金を交付します。

- 対象者：山の芋を5アール以上作付けされた方
- 補助金額：5アール以上10アール未満 6,000円/10アール
10アール以上20アール未満 8,000円/10アール
20アール以上 10,000円/10アール
- その他：令和7年産の作付け実績を確認後、市から該当者へ申請書を送付します。

②特産物振興『栗』

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

栗生産支援事業補助金(栗の苗木購入助成)

市内で栗の生産拡大を図るため、令和7年度に新植または補植される栗の苗木の購入を支援します。

- 対象者：市内在住で、栗の苗木を5本以上購入する方
- 補助対象：令和7年4月1日以降に購入したもの
- 補助率：50%以内（上限：500円/1本）
- その他：申請に必要なもの
 - ①領収書やレシートのコピー（苗木の単価がわかるもの）
 - ②栗の苗木を植栽したほ場の位置図及び写真（全景がわかるもの）

丹波栗の郷づくり推進事業補助金

栗の獣害対策、剪定、新植等を支援します。

- ①獣害対策（※栽培面積概ね10アール以上）
事業費の1/2以内、上限30,000円/10アール（最大15万円）
 - ②栗の剪定（※栽培面積概ね10アール以上）
事業費の1/2以内、上限50,000円/10アール（最大15万円）
※ただし、団体申請の場合は、生産者1人あたり2アール以上の作付けが必要。
 - ③凍害対策
事業費の1/2以内、上限8,000円/10アール（最大15万円）
- ※上記は、複数項目申請可。ただし、事業実施者あたり上限15万円

果樹経営支援対策事業補助金(小規模園地整備)

- 要件：植栽農地が農業振興地域の農用地区域内であること。
受益面積が概ね10アール以上であること。
- 補助率：事業費の1/2以内
- その他：新植を希望される方は、JA丹波ささやま営農指導課（☎0120-810-264）までご相談ください。

③日本農業遺産の推進

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

日本農業遺産を生かしたまちづくり事業補助金

日本農業遺産に認定されたことを受け、市民団体等が主体的に取り組む事業を支援します。

- 対象者：市内を活動基盤とする市民団体、地域団体、3者以上で構成する市内事業者、研究機関（灰小屋の修復は個人可）
- 補助対象：①黒大豆の栽培技術の継承及び向上
②黒大豆の販路拡大及び商品 PR
③黒大豆に関する食育並びに食文化の研究及び啓発
④農業生物多様性を高める取組
⑤灰小屋の利活用及び修復
⑥農業遺産に関連する調査研究
- 補助金額：100,000円（上限）
- 活用例：黒大豆を活かした郷土料理集の作成、黒大豆の美味しい食べ方研究 SNS や動画作成などの販売促進、在来種の保存や PR、生きもの観察 灰小屋ウォーキングや灰肥料づくり など

④環境創造型農業の推進

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

土づくり助成

有機物などの施用による土づくりを進めるため、たい肥や改良材等の費用を支援します。

- 対象者：農業集落、認定農業者、認定新規就農者
- 補助対象：黒大豆1ヘクタールまたは山の芋20アールを作付け（複数集落申請可）
- 補助金額：次のいずれかひとつ
 - ①堆肥購入費 2トン車1台/10アールあたり 500円（定額）
 - ②散布委託費 2トン車1台/10アールあたり 1,000円（定額）
 - ③腐食酸資材購入費の20%以内（上限：1,000円/10アール）
 - ④緑肥種子購入費の30%以内（上限：1,000円/10アール）
- その他：国県などの補助金を受ける場合は対象外

環境創造型農業推進事業補助金

害虫発生初期の適期防除により農薬使用回数を抑えるため、発生を予測するフェロモントラップの薬剤や資材購入を支援します。

- 対象者：販売目的で黒大豆、黒枝豆、山の芋を栽培している方
- 補助対象：フェロモントラップ用の容器、薬剤の購入
- 補助率：50%以内（100円未満切捨て）

④環境創造型農業の推進

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

環境保全型農業直接支払制度

持続可能な農業・農村づくりを推進するため、有機農業や農薬・化学肥料の低減など、環境負荷低減に取り組む農業者を支援します。

○取組要件：化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施

※農林水産省が定める最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施

○対象者：農業者で組織する団体

※代表者、規約、組織としての口座を持つ集落営農組織や農業者グループ

○交付単価

取組内容	10aあたり単価
有機農業	14,000円
炭素貯留効果の高い有機農業	16,000円
堆肥の施用	3,600円
緑肥の施用	5,000円
炭の投入	5,000円
総合防除	4,000円

農都のめぐみ農産物認証普及補助金

①環境創造型米づくり補助金

水稻栽培において、環境負荷を低減した栽培方法と生物多様性に効果の高い取り組みを支援し、持続可能な農業・農村づくりを進めます。

○対象者：市内の水稻栽培農家、農都のめぐみ農産物認証取得団体

○交付金額：2,000円/10アール（上限：20万円）

○交付要件：①化学肥料・農薬を兵庫県地域慣行レベルの2分の1以下にする

②中干し時期の生物への影響軽減、あるいは水田に生息する生きものの退避場所の確保のいずれか

③生きもの調査の実施

②農都のめぐみ農産物認証取得補助金

農都のめぐみ農産物認証を取得する生産者グループや集荷事業者に対し、前提条件であるひょうご安心ブランド認証取得を支援します。

○対象者：農都のめぐみ米を生産もしくは集荷する事業者等

○交付金額：集落営農組織・任意団体 10,000円/構成員1人（上限：5万円）

法人 50,000円/団体

○交付要件：新たに兵庫県認証食品の「ひょうご安心ブランド認証」を取得し、丹波篠山市の「農都のめぐみ農産物認証」を取得する。

⑤新規就農者・経営拡大への支援

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

独立・自営就農する新規就農者を総合的に支援します。

新規就農者支援事業補助金

①農業用機械等導入支援

新たに農業を開始する際に必要な農業機械の購入を支援します。

- 対象者：青年等就農計画を市長が認定した「認定新規就農者」
- 補助対象：農業用機械及び農業用施設（新品及び中古）
- 補助率：50%以内（上限50万円、1人1回限り）
- その他：経営発展支援事業（国庫補助）を活用する者を除く。

②家賃助成

新たに農業を開始する際に家賃を支援します。

- 対象者：青年等就農計画を市長が認定した「認定新規就農者」
- 補助対象：住宅賃貸費
- 補助率：50%以内

※就農開始1年目上限3万円/月、2年目上限2万5千円/月、3年目上限2万円/月

ビニールハウス導入支援事業補助金

野菜の周年栽培や品質向上を図るためビニールハウスの設置導入を支援します。

- 対象者：販売目的に野菜等を生産する農業者
- 補助対象：ビニールハウスの新設（45㎡以上、更新は対象外）
- 補助率：25%以内（上限：10万円）
- その他：水稻育苗、黒大豆乾燥のみの利用は対象外

⑥農業用機械・施設の導入支援

補助制度の活用を希望される場合は、事前相談をお願いします。

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

※このページにおける「集落営農組織」とは、

『集落内農業者の合意によって3戸以上で組織され、組織規約を有する団体』を指します。

- 水稻用機械・黒大豆用機械の支援要件
丹波篠山市農業生産組合協議会に加入していること。
- 中古の農業用機械は、農業機械等販売事業者等の適正な価格が確認できること。

「水稻」用農業機械助成

集落営農による水稻用機械の導入を支援します。

- 対象者：集落営農組織
- 補助対象：トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、粃摺り機、計量器、粃粗選機、石抜き機、色彩選別機、ロータリー、ドライブハロー、ウイングハロー
- 補助率：35%以内（上限：新品210万円、中古100万円）

⑥農業用機械・施設の導入支援

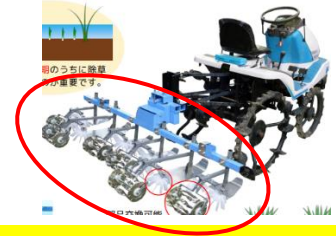
補助制度の活用を希望される場合は、事前相談をお願いします。

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

「水稲」用除草機械助成【新規】

水稲有機栽培における品質向上、安定生産、作業の省力化を図るため、除草機の導入を支援します。

- 対象者：有機栽培のお米を販売しようとする農業者
- 補助対象：あめんぼ号、アイガモロボ など
- 補助率：25%以内（上限：10万円）



「黒大豆・枝豆」用農業機械助成

集落営農による黒大豆・枝豆機械の導入を支援します。

- 対象者：集落営農組織
- 補助対象：畝たて整形機、移植機、動力噴霧器、乾燥機、脱粒機、選粒機、溝堀機、脱莢機（枝豆）、選別機（枝豆）、保冷库（枝豆）、中耕培土トラクター
- 補助率：40%以内（中耕培土トラクター 35%以内、上限 50万円）

「山の芋」用省力化機械助成

山の芋生産の規模拡大を目指す農業者に対し省力化機械の導入を支援します。

- 対象者：山の芋 10 アール以上を栽培する農業者
- 補助対象：畝たて整形機、防草シート巻取機、灌水装置、ロールバーナー、アシストスーツ
- 補助率：25%以内（上限：25万円。ただし、ロールバーナーは上限 40万円）

「栗」用省力化機械助成

栗生産の規模拡大を目指す農業者に対し省力化機械の導入を支援します。

- 対象者：栗 20 アール以上を栽培する農業者
- 補助対象：防除機、自走式草刈り機、高枝電動剪定ばさみ、冷蔵庫、いがむき機
- 補助率：25%以内（上限 25万円）

集落農業守り隊応援事業

集落の農業・農地を未来につなぐため、農家グループによる水稲・黒大豆用機械（新品・中古）の導入を支援します。※複数機種、複数回の申請可【拡充】

- 対象者：①②のいずれかを満たす農業者グループ
 - ①農業者 3 戸以上②農業者と土地持ち非農家の 3 戸以上
- ※申請者は、地域計画に位置付けられた農業者、または位置づけられることが確実な農業者
- 補助対象：水稲 トラクター、田植え機、コンバイン
黒大豆 畝たて整形機、乾燥機、脱粒機、脱莢機、中耕培土トラクター
- 補助率：水稲 25%以内（上限：新品 50 万円、中古 25 万円）
黒大豆 25%以内（上限：新品 30 万円、中古 20 万円）
※中耕培土トラクターは補助率 20%以内
- 要件：黒大豆 40 アール以上の生産



⑦集落営農活動の支援

補助制度の活用を希望される場合は、
事前相談をお願いします。

問合せ先：農都政策課 079-552-1114(直通)

集落営農組織設立助成

集落営農組織の設立に要する活動を支援します。

- 対象者：農業者等で組織する団体（設立準備会を設置すること）
- 補助金額：設立年度に75,000円以内（設立後2年目、3年目は4万円以内）
- 使途：資料作成費、消耗品 など

集落営農組織法人化助成

集落営農組織の法人化の検討に要する経費を支援します。

- 対象者：集落の農業者等で組織する団体（法人設立準備会設置）
- 補助金額：100,000円（定額）

集落営農組織研修助成

集落営農組織の先進地視察や研修会などに要する経費を支援します。

- 対象者：集落営農組織（組織規約があり丹波篠山市農業生産組合協議会に加入している組織）
- 補助金額：50,000円以内
- 使途：バス借上げ料、講師謝礼、消耗品 など

体験農園等運営助成

域外との交流により地域活性化を図ろうとする体験農園や観光農園の運営を支援します。

- 対象者：農業者等で組織する団体
- 補助金額：1年目100,000円以内（2年目5万円以内）

農村ボランティア運営助成

都市住民等の農作業ボランティアの受け入れ活動を支援します。

- 対象者：農業者等で組織する団体
- 補助金額：100,000円以内（1組織1回限り）
- 使途：通信費、資料作成費、消耗品、農具の購入、機械借上げ料

草刈り隊設立推進助成(農地保全)

農地の畦畔の草刈りなど、農村の保全活動に取り組む組織設立を支援します。

- 対象者：集落または多面的機能支払交付金を活用する組織
- 補助金額：50,000円以内（1組織1回限り）

集落・担い手連携助成

農業・農村の課題解決に向け、集落と多様な担い手の連携を支援します。

- 対象者：集落
- 対象経費：連携に向けた検討や研究（講師謝金、アンケート調査実施経費など）
- 補助金額：40,000円以内

⑧農地の保全と農業基盤の継承

問合せ先:農都整備課 079-552-4668(直通)

土地改良事業補助金

農都の営みと生物の生息が両立する土地改良事業である農業用水利施設整備（1か所あたり10万円以上の事業）を支援します。

○対象者：農業用水利施設の設置者（管理者）

○補助の例：①多面的機能支払交付金事業で市指針による工法を採用した場合
増加工事費相当額

②生態系保全型

工事費の70%（補助上限200万円）

③生態系部分配慮型

工事費の20%（補助上限40万円）

④機能更新型

工事費の30%（補助上限60万円）

⑤ため池応急修繕事業

工事費の80%（補助上限200万円）

土地改良事業補助金(災害復旧)

豪雨等により被災した農地・農業用施設を復旧するにあたって、国の補助対象外で、1か所あたり復旧額10万円以上の工事を自治会等が実施する場合に支援します。

○対象者：自治会、水利組合、管理者、所有者 など

○補助の例：1か所あたり工事費の1/2以内（補助上限100万円）

※令和7年度当初では当該事業はありません。

水利施設管理強化学業補助金

記録的な豪雨が頻発するなか、地域の浸水被害の軽減を図るために、ため池を「指定貯水施設」に指定し、期間を定めて雨水貯留容量を常時確保する「ため池管理者」の取り組みに対して支援します。

○対象施設：1か所あたり3,000 m³以上の雨水貯水量を確保するため池

○助成額：1か所あたり35,000円/月（年2か月=70,000円上限）

○活動報告：活動記録表、写真を提出（週1回程度）

⑨有害鳥獣対策

問合せ先:森づくり課 079-552-1117(直通)

獣害対策事業補助金

自治会や農会等で新たに獣害柵を整備する場合や、既存の獣害柵の修繕補強する工事費を支援します。

- 対象者：自治会、農会等
- 補助の例：1件あたりの整備、修繕費用が5万円以上の場合で工事費の1/2以内
- その他：のり網などのネットで獣害防護柵を補強修繕する、農地を囲むなどの被害防除に係る経費も補助対象となりました。

国庫補助金を活用した獣害柵の設置

自治会や農会等で新たに獣害柵等（金網柵、シカ・イノシシ用ワイヤーメッシュ柵及び電気柵及びグレーチング、サル用電気柵）を整備する材料費等を支援します。

- 対象者：自治会、農会等
- 補助の例：獣害柵の設置に必要な材量支給（直営施工） 事業費の5%
事業者による獣害柵の設置（工事請負） 事業費の25%
- その他：
 - ・事業の実施時期は夏以降になります。
 - ・事業量によって2カ年以上に分けて実施する場合があります。
 - ・直営施工が難しい場合を除いて、原則、材料支給とします。
 - ・市が発注、獣害柵設置完了後に地元負担分を市に納めていただきます。

林辺整備活動支援事業補助金

野生鳥獣による農作物等の被害が発生している自治会がワチ（林辺部）の木竹等を伐採し、ニホンザル、シカ、イノシシに対する緩衝帯を整備する活動を支援します。

- 対象者：野生鳥獣による被害集落（自治会など）
- 補助の例：従事者の人件費、チェーンソー等の燃料代、安全対策経費（傷害保険等）などで5,000円/10m（下限100m、上限1,000m/年）

サギ等鳥被害対策事業補助金

サギ等の鳥類の集団営巣による糞や鳴き声による生活被害等を軽減するための自治会活動を支援します。

- 対象者：サギ等の集団営巣による被害集落（自治会など）
- 補助の例：チェーンソー等の燃料代、安全対策経費（傷害保険等）、伐採や追い払いのための資材購入費、高所伐採などの作業委託費など（上限20万円）

アライグマ等捕獲器助成事業補助金

特定外来生物（アライグマ、ヌートリアに限る）の駆除のための講習を受けた捕獲従事者がいる自治会等が購入する小動物捕獲器の購入経費を支援します。

- 対象者：市が開催する講習を受けた捕獲従事者がいる自治会 など
- 補助の例：小動物捕獲器（箱わな）の1基あたりの購入費（消費税を除く）の1/2以内（上限5,000円）。ただし、1集落あたり年間5基まで。

⑩ふるさとの森づくり

問合せ先:森づくり課 079-552-1117(直通)

マツ林復活事業補助金

丹波篠山マツタケの生産量の維持・増進に向けて、アカマツ林の整備・再生に取り組む自治会や森林所有者を支援します。

- 対象者：自治会、生産森林組合、個人の森林所有者 など
- 補助の例：伐採に係る燃料費・資機材、専門家指導料、大径木伐採等に係る委託料など（上限 20 万円）

地域の里山再発見事業補助金

関わることの少なくなった里山に登り、山に入る機会を増やすことで、里山の価値を再発見しようとする自治会等の取り組みを支援します。

- 対象者：自治会、団体、子ども会、PTA など
- 補助の例：講師謝金、本事業に必要な事務費 など（上限 5 万円）

森林所有者明確化事業

森林所有者が自ら所有する森林の境界を明確にするため、境界杭の設置や簡易 GPS に境界点測位の取り組みを支援します。

- 対象者：自治会、生産森林組合など
- 補助の例：森林の所有界を明示するために必要な境界杭の支給（無償）／境界杭点測位のための簡易な GPS 携帯端末機の貸し出し

里山彩園事業補助金

手入れの行き届いていない森林の整備を行う団体に対し、労務費、事務費、整備費、技術指導費などの経費を支援します。

- 対象者：市民 5 名以上で構成される団体
- 補助の例：里山整備に必要な労務費、事務費、整備費、技術指導費（上限 100 万円）
3 年度間に分割交付可

危険木除去費等補助金

家屋等に近接する危険木（樹高 10m 以上かつ胸高直径 30cm 以上で一定の深さの空洞や亀裂、枯れ等の症状がある大径木）の伐採・撤去に要する費用を支援します。

- 対象者：危険木がある土地の所有者、または所有者の承諾を得た家屋等の入居者
- 補助の例：危険木の伐採・撤去に要する費用から 10 万円を控除した額の 1/2
（上限 50 万円、不特定多数の住民が活動する施設の場合は 30 万円）

間伐材等買取事業補助金(木の駅プロジェクト)

市内の山林等を伐採して発生した伐採木を指定の集荷上に搬入する場合に、軽トラック 1 台あたり 2,000 円の里山券を発行します。里山券は、市内の登録店舗で地域通貨として利用できます。ただし、搬入には木の駅実行委員会への事前登録が必要となります。

- 対象者：市内の山林等の樹木を伐採された方

⑩ふるさとの森づくり

問合せ先:森づくり課 079-552-1117(直通)

丹波篠山市緑化活動支援事業(丹波篠山市緑化活動推進委員会)

森林保全活動や施設等の緑化を推進する取組を支援します。

○対象者:学校、林業関係団体、自治会 など

○補助の例:①緑化支援事業 上限20万円

森林環境・景観保全、緑と親しみ学べる森づくり、公共施設等の社会福祉のための植樹活動

②緑化思想の普及啓発活動支援事業 上限15万円

パンフレットやチラシの作成

林業機械レンタル事業補助金

森林管理作業の効率化と労働力の軽減を図るとともに、林業経営者の木材生産及び丹波篠山産木材の有効利用を図るため、林業機械のレンタルに係る費用の一部を支援します。

○対象者:①自伐型林業事業者(山林所有の有無、規模にかかわらず森林の経営、管理又は施業を自ら行う自立・自営的な林業を行う方)

②林業経営体

○補助額:林業機械のレンタル費及び回送費の1/2(上限25万円)

自伐型(環境創造型)森林整備補助金

森林経営計画が策定困難な小面積森林等における間伐等の森林整備、必要最小限の規格で敷設する作業道整備に要する経費に対し補助金を交付します

○対象者:①市内に住所を要する自伐型林業者

②市内に本店または主たる営業所を有する林業経営体

③その他市長が特に必要と認めた者

○補助額:搬出間伐 420,000円/ヘクタール

作業道開設 1,500円/m(幅員1.5メートル以上2.0メートル未満)

2,000円/m(幅員2.0メートル以上2.5メートル以下)

路面整備 150円/m(幅員1.5メートル以上2.0メートル未満)

200円/m(幅員2.0メートル以上2.5メートル以下)

技術研修 上限50,000円/回 など

地域で進める森林集約化等事業交付金

地域が主体となって森林を集約し、林業事業者等へ当該森林の管理を委ねるなど適切な森林経営を行うために必要な経費に対し交付金を交付します。

○対象者:①集落等の自治会組織、自治会組織内に設置されている森林関係の組織、森林所有者で構成する組合等

②森林組合、林業事業者又は林業者等で組織する団体等

○補助額:必要な経費の合計額(ただし、1ヘクタール当たり1万5千円以内。上限10万円)

⑪生物多様性の保全・再生

問合せ先: 農村環境課 079-552-5013(直通)

生物多様性促進活動補助金

市内で活動する個人や団体が実施する自然や生きものを守る・再生する取組を支援します。

○対象者: 市内で活動する個人、団体

○補助の例: ①ビオトープの維持管理 ※3年以上継続で増額措置あり

・休耕田ビオトープ 10,000円/10アール

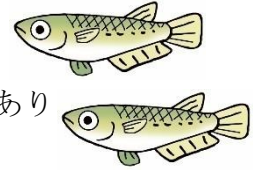
・江(堀り上げ) 1,000円/10メートル(上限1万円/箇所)

②生物多様性の保全再生活動 上限10万円

(生物調査、希少種の保護、外来種駆除、生きもの観察会、勉強会の開催など)

○受付期間: ①ビオトープの維持管理 5月30日(金)まで(通年管理に対する補助)

②生物多様性の保全再生活動 随時



⑫自然環境・農林業を活かしたまちづくり

問合せ先: 農村環境課 079-552-5013(直通)

協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金

市内で活動する団体が実施する環境課題の解決を図るとともに、まちづくりに資する事業を支援します。

○対象者: 市内で活動基盤とする団体で、3人以上が構成員になっていること。

○補助の例: 次のような環境課題の解決を図るとともに、まちづくりに資する事業(上限20万円)

・灰肥料づくりプロジェクト(草刈り隊+灰小屋保全活動)

・有機肥料づくりプロジェクト(食品残さ+竹チップ)

・バンブーハウスプロジェクト(竹林伐採+ハウス栽培) など

○審査ポイント

①適格性: 環境基本計画の理念、基本方針、目指すまちの姿に沿った活動であるか。

②公益性: 課題やニーズを的確に踏まえ、地域の暮らしの向上や価値創造につながるか。

③創造性: 新たな課題に対する提案、または既存活動でも新しい仕組みを構築・活用とする創意工夫があるか。

④協働性: 他の主体とのつながりや連携、多様な主体が関わることのできる工夫があるか。

⑬森林バイオマス

問合せ先：農村環境課 079-552-5013(直通)

薪ストーブ等設置補助金

市内産の木材や木質資源の活用を進めることで森林整備を促進し、森林の保全と資源の有効活用および再生可能エネルギーの利用による脱炭素社会の実現を目指し、薪ストーブ等を設置する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対して支援します。

○対象設備：本体製品価格が税込 10 万円以上のもの

- ①薪ストーブ
- ②木質ペレットストーブ
- ③木質チップを燃料とするストーブ

○対象者：市民、自治会、事業者等

○補助率：ストーブ本体購入費の 1/2（上限 15 万円）

○申請方法：設備の設置前に申請

※年 2 回の募集を予定。各回で申請多数の場合は抽選。

⑭再生可能エネルギー

問合せ先：農村環境課 079-552-5013(直通)

スマートエネルギー導入補助金

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害の防止および軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体を支援します。

○対象設備：①太陽光発電システム（10kw 未満）

②蓄電池（太陽光発電システムと連携したもの）

③次世代自動車等（電気自動車など内燃機関を併用しない車両）

○対象者：市民、自治会、事業者等

○補助の例：電気自動車（普通自動車：上限 10 万円、軽自動車：上限 5 万円）

※ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車は対象外

○申請方法：設備の導入後に申請

丹波篠山農都宣言

平成 21 年 2 月 7 日

丹波篠山市は、食の安全と安心を未来にわたって育み、丹波篠山特有の自然を生かし、農業の新たな先駆者として更なる振興を実現するため、

1. 「いのち」を支える「農」を未来に育みます。

1. 「農」を支える「人・土・水」を大切に育みます。

1. 「丹波篠山」を支える「特産物」を育みます。

を基本理念として、「自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都、丹波篠山市」をここに宣言します。